

訂 正 表

ビジネス・キャリア検定試験標準テキスト『ロジスティクス・オペレーション3級』（第4版）の記述の一部に誤りがありました。お詫びとともに以下のように訂正させていただきます。

刷	頁	訂正箇所	誤	正
初刷	目次ix	第8章第4節2	鉄道貨物運送業	鉄道貨物輸送業
初刷	15	本文下から2行目	(4) 原材料から <u>資材</u> までの物流(動脈物流)	(4) 原材料から <u>製品</u> までの物流(動脈物流)
初刷	18	本文下から4行目	あるのに対し、 <u>業務系</u> 一般廃棄物と～	あるのに対し、 <u>事業系</u> 一般廃棄物と～
初刷	19	図表1-1-9中の第2部のタイトル	<u>物流拠点の計画と物流センター</u>	<u>物流センターの計画と管理・運営</u>
初刷	21	本文上から7行目～8行目	～米国のSUPPLY CHAIN MAHEGENT TERMS and CLOSSARY～	～米国のSUPPLY CHAIN MANAGEMENT TERMS and GLOSSARY～
初刷	87	本文下から9行目	～売った側運賃などの～	～売った側が運賃などの～
初刷	87	本文下から8行目	～日本の習慣(<u>定着</u> 価格制)が生んだ～	～日本の習慣(<u>店着</u> 価格制)が生んだ～
初刷	223	本文上から3～6行目	国内貨物の輸送量は41億tであり、そのうち93%の38億tはトラックによって輸送されており、残りの3億tが内航海運、鉄道、国内航空で輸送されている(2022年度実績)。	国内貨物の輸送量は43億tであり、そのうち91%の39億tはトラックによって輸送されており、残りの4億tが内航海運、鉄道、国内航空で輸送されている(2021年度実績)。
初刷	254	本文下から12行目	～LDには高さ15cm以上の～	～LDには高さ150cm以上の～
初刷	262	上から1行目	③個運運賃	③個建運賃
初刷	262	⑤待機時間料の下段	Ⅵに定める積込料～	⑥に定める積込料～
初刷	269	本文上から1行目	2 鉄道貨物輸運送業	2 鉄道貨物輸送業
初刷	271	本文上から1行目	發送料(集貨料)と到着量(配達料)は、～	發送料(集貨料)と到着料(配達料)は、～
初刷	289	本文上から4～5行目	たとえば、製品価格が非常に高いものや生鮮食品や花きなど、少しでも早く届けないと～	たとえば、製品価格が高く運賃負担力のあるものや、生鮮品や花きなど少しでも早く届けないと～
初刷	289	本文下から11行目	物流インフラの整備水準(Service)、 <u>所用</u>	物流インフラの整備水準(Service)、 <u>所要</u>
初刷	292	本文上から5行目	～顧客ニーズも変化するので <u>定期的な</u> 輸配送ネットワーク～	～顧客ニーズも変化するので輸配送ネットワーク～
初刷	292	本文下から2～1行目	～2018年の貨物自動車 <u>運送法</u> の～	～2018年の貨物自動車 <u>運送事業法</u> の～
初刷	296	本文上から7行目	～T11型パレットを基本とし	～T11型パレットおよびT12型パレットを基本とし
初刷	296	本文上から10行目	○パレタイズ貨物のパレット自重を含めた最大総質量は1.05 t	○パレタイズ貨物における積載貨物の最大質量は1 t
初刷	296	本文上から12行目	○安定性を保つためにプランビューサイズは1,140×1,140mmを <u>超えない</u>	○安定性を保つためにプランビューサイズは、T11型パレットを使用する場合は1,140×1,140mmを、T12型パレットを使用する場合は1,240×1,040mmを、それぞれ <u>超えない</u>

刷	頁	訂正箇所	誤	正
初刷	297	本文上から9行目	や <u>通運</u> 事業者などが所有する～	や鉄道利用 <u>運送</u> 事業者などが所有する～
初刷	297	本文下から12行目	～積載する貨車や集配トラックとJR独自の～	～積載する貨車や集配トラックとJR <u>貨物</u> 独自の～
初刷	306	本文上から13行目	～がない営業所は、 <u>運航</u> 管理者を～	～がない営業所は、 <u>運行</u> 管理者を～
初刷	358	図表11-1-1の「マネジメント体制」部分	・ <u>主管区</u> が防止策～	・ <u>主管部</u> が防止策～
初刷	365	本文上から7行目	～特別積合せ <u>自動車</u> 運送により～	～特別積合せ <u>貨物</u> 運送により～
初刷	393	本文上から3行目	～通行できる車両の大きさ・ <u>重量</u> 等の～	～通行できる車両の大きさ・ <u>質量</u> 等の～
初刷	396	本文下から7行目	なお、運行管理者は <u>5両</u> 以上30両未満の～	なお、運行管理者は <u>1両</u> 以上30両未満の～
初刷	414	図表11-2-26の「物流一般」および「包装一般」部分	包装貨物の荷扱い <u>指示マーク</u>	包装貨物の荷扱い <u>図記号</u>

※第4版初刷：令和6年10月31日発行

※アミ部分が新たに追加した訂正です。